

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 山梨県

証拠説明書(3)

令和7年10月4日

甲府地方裁判所 民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 中野和子

同 大菅俊志

同 葛山弘輝

同 山本瑞貴

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲 18	令和4年度「地域 枠入学制度と地 域医療支援セン ターの実情に関 する調査報告(抜 粋)	写し 令和5年3 月	一般社団法 人 全国医 学部長病院 長会議	全国では、教育や説得、受入態勢整備に より、離脱防止を図っている事実。 離脱理由としてライフイベントや進路変 更が多く挙げられており、加えてジェンダ ーギャップが存在するという指摘もあり、 医学生ないし若い研修医にとって違約金に よる拘束が一方的に不利益である事実を立 証するもの。